

2 委託した期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第176号**  
平成27年4月1日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の本体事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 事業計画が公示された年月日  
平成27年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称  
広島市
- 3 実施地域  
広島市佐伯区湯来町大字麦谷の一部
- 4 実施期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第177号
平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島平和記念資料館の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区中島町1番2号
公益財団法人広島平和文化センター
理事長 小溝 泰義
- 2 委託した期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第178号**  
平成27年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成27年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用及び執務費用とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 村田 賢治  
住所 広島市南区松川町1番17-403号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費

用の支払方法  
契約の定めるところによる。

~~~~~

広島市告示第179号
平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等保管所における自転車等の撤去・保管費用及び広島市自転車等保管所に移動された自転車等駐車場内長期滞在自転車等に係る未納の駐車料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区西白鳥町23番9号
公益社団法人広島市シルバー人材センター
理事長 山本 直行
- 2 委託した期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示第180号**  
平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務並びに駐車料金の還付事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市西区己斐本町二丁目19番3号  
広島県ビルメンテナンス協同組合  
理事長 澤田 英治
- 2 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第181号
平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務並びに駐車料金の還付事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
一般財団法人広島市都市整備公社
理事長 棚多 展義
- 2 委託した期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

広島市告示第182号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市営さん橋の係船料、入場料及び船舶給水施設使用料の徴収事務、広島市草津岸壁の係船料、荷さばき所使用料及び港湾施設用地使用料の徴収事務、広島港さん橋、似島さん橋及び似島学園前さん橋の定期券に係る入場料並びに広島港さん橋の定期券に係る駐車料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
一般財団法人広島市都市整備公社  
代表者 理事長 棚多 展義

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第183号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島港さん橋の入場料（定期券に係る入場料を除く。）の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市南区宇品海岸一丁目13番13号  
宇品海運株式会社  
代表取締役 塩本 廣文

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第184号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市営さん橋及び広島港さん橋施設使用料徴収等事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市西区三篠町一丁目1番1号  
広島内外美装株式会社  
代表取締役 梶谷 勲

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第185号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市交通科学館の手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号  
広島高速交通株式会社  
代表取締役社長 濱本 康男

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第186号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市江波山気象館及び広島市郷土資料館の複写手数料に係る収納事務並びに広島城、広島市こども文化科学館及び広島市郷土資料館の刊行物売払収入に係る収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第187号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホームの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
代表者 理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第188号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市青少年センターの施設及び附属設備の

使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 堀内 雅晴
- 2 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第189号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市似島臨海少年自然の家の施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 堀内 雅晴
- 2 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第190号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 堀内 雅晴
- 2 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第191号

平成27年4月1日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成27年度の賦課対象区域を告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第192号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市安佐北区深川八丁目30番12号  
公益財団法人広島市農林水産振興センター  
代表者 理事長 戸田 均史
- 2 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第193号

平成27年4月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認をしましたので、同法第53条第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者の名称   | 事業所の名称             | 事業所の所在地         | 事業の種類     |
|----------|--------------------|-----------------|-----------|
| 三浦 元実    | M I E（ミイ）          | 中区中島町2番22号      | 小規模保育事業A型 |
| (有)スマイル  | 保育所花キューガーデン        | 中区河原町5番3号       | 小規模保育事業A型 |
| (有)リラックス | 世代間交流施設りらくすちびっこハウス | 東区温品五丁目2番6号     | 小規模保育事業A型 |
| 久保 暢生    | オリーブの森保育園          | 西区草津新町一丁目16番11号 | 小規模保育事業B型 |
| 折田 佐代美   | つぼみ保育園             | 西区楠木町一丁目10番22号  | 小規模保育事業B型 |
| 西村 洋     | 保育所ちびっこランド己斐本町園    | 西区己斐本町二丁目18番14号 | 小規模保育事業B型 |
| (株)幸風    | びいちふらわあ保育園         | 安佐南区山本三丁目12番16号 | 小規模保育事業A型 |
| 森山 博文    | リトル グリーン ガーデン      | 佐伯区五日市五丁目4番33号  | 小規模保育事業A型 |

確認年月日 平成27年4月1日

広島市告示第194号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区南蟹屋二丁目3番1号  
株式会社広島東洋カーブ  
代表取締役社長 松田 元
- 2 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第195号

平成27年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松井一實

記

| 名称                    | 医療機関コード | 所在地                             | 指定の期間                |
|-----------------------|---------|---------------------------------|----------------------|
| リハビリ訪問看護ステーション<br>こころ | 0290715 | 広島市安佐南区伴南一丁目5番18-8号西風新都ゆめビル203号 | 平成27年3月1日～平成33年2月28日 |
| いろは訪問看護リハビリステーション     | 0290723 | 広島市安佐南区西原四丁目3番14-104号天神米田ビル     | 平成27年4月1日～平成33年3月31日 |

広島市告示第196号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営住宅使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
一般財団法人広島市都市整備公社  
代表者 理事長 棚多 展義
- 2 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第197号

平成27年4月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

- 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
  - (2) 所在地  
札幌市中央区大通西19丁目1番1
- 2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
  - (1) 名称  
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
  - (2) 主たる事務所の所在地  
札幌市中央区大通西19丁目1番1
  - (3) 代表者の氏名  
会長 大 公一郎
- 3 委託開始年月日  
平成27年4月3日
- 4 委託事務の内容  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）
- 5 居宅サービス等の提供の有無  
無し

広島市告示第198号

平成27年4月7日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中央老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号  
池袋ISPタマビル  
特定非営利活動法人ワーカーズコープ  
代表者 代表理事 藤田 徹
- 2 委託する期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第199号

平成27年4月8日

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

- (1) 名称  
一般社団法人福祉キャリアセンター
- (2) 所在地  
広島市中区吉島東一丁目2番2号

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

- (1) 名称  
一般社団法人福祉キャリアセンター
- (2) 主たる事務所の所在地  
広島市中区吉島東一丁目2番2号
- (3) 代表者の氏名  
代表理事 岡田 敬之

3 委託開始年月日  
平成27年4月1日

4 委託事務の内容  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）

5 居宅サービス等の提供の有無  
無し

広島市告示第200号  
平成27年4月8日

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

- (1) 名称  
公益社団法人広島県介護福祉士会
- (2) 所在地  
広島市南区比治山本町12-2

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

- (1) 名称  
公益社団法人広島県介護福祉士会
- (2) 主たる事務所の所在地  
広島市南区比治山本町12-2
- (3) 代表者の氏名  
会長 廣山 初江

3 委託開始年月日  
平成27年4月1日

4 委託事務の内容  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）

5 居宅サービス等の提供の有無

無し

広島市告示第201号  
平成27年4月13日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画及び日時

| 駐車場名           | 区画数  | 日時                                                 |
|----------------|------|----------------------------------------------------|
| 広島市市営富士見町第五駐車場 | 26区画 | 平成27年4月30日（木）<br>午後10時から<br>平成27年5月6日（水）<br>午前8時まで |
| 広島市市営富士見町第六駐車場 | 39区画 |                                                    |
| 広島市市営中島町第一駐車場  | 19区画 |                                                    |
| 広島市市営中島町第二駐車場  | 23区画 | 平成27年4月30日（木）<br>午後10時から<br>平成27年5月6日（水）<br>午後1時まで |
| 広島市市営大手町第一駐車場  | 17区画 |                                                    |
| 広島市市営富士見町第四駐車場 | 29区画 |                                                    |
| 広島市市営小町第二駐車場   | 34区画 |                                                    |

2 休止する理由

2015ひろしまフラワーフェスティバルの開催に伴い、当該駐車場が会場として使用されるため。

広島市告示第202号  
平成27年4月13日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の本体事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 事業計画が公示された年月日

平成27年4月13日

2 調査を実施する者の名称

広島市

3 実施地域

広島市佐伯区湯来町大字麦谷の一部、大字和田の一部、大字伏谷の一部

4 実施期間

平成27年4月13日から平成28年3月31日まで